

第 1 0 回
東京地方裁判所委員会
(平成 1 8 年 6 月 1 日開催)

東京地方裁判所委員会(第10回)議事概要

(東京地方裁判所委員会事務局)

1 日時

平成18年6月1日(木) 15:00～17:00

2 場所

東京地方裁判所第5会議室

3 出席者

(委員) 一宮和夫, 大野金司, 大橋寛明, 金築誠志, 唐津恵一, 川崎和昭, 小粥節子, 下田文男, 高木國雄, 田村浩子, 永井敏雄, 濱田和男, 丸山陽子, 宮山雅行, 保田眞紀子, 和久井良一, 渡辺雅昭(欠席: 北村敬子, 畠中薫里, 八木宏幸, 我妻学)

(事務局) 原田伸一東京地裁事務局長, 青山峰明東京地裁民事首席書記官, 小嶋良保東京地裁刑事首席書記官, 岡田千津子東京簡裁事務部長, 森田正則東京地裁総務課長, 高橋英明東京地裁総務課課長補佐, 仁尾光宏東京地裁総務課庶務第一係長

4 議題

「国民の裁判員制度に対する積極的な参加を実現するための方策について」

5 配布資料

資料1 東京地方裁判所委員会(第10回)議事次第

資料2 東京地方裁判所委員会委員名簿(平成18年6月1日付け)

資料3 裁判員制度に関するもの

3-1 裁判員制度の制度設計等に関するアンケート結果等の説明事項

3-2 資料14-1から21

3-3 裁判員制度広報(東京地方裁判所関係)

3-4 東京地裁広報第278号(平成18年5月1日発行)

3-5 司法の窓第68号(最高裁発行)

(事前配布資料)

アンケートの結果のポイント

6 議事

(1) 開会の言葉

(2) 委員交代の報告及び新任委員の自己紹介

委員長から、次のとおり委員の交代について報告し、大野委員及び濱田委員から自己紹介があった。

齋藤喜好委員 大野金司委員(東京都生活文化局広報広聴部都民の声課長)

青木俊一委員 濱田和男委員(社団法人被害者支援都民センター専務理事)

(3) 議事 「国民の裁判員制度に対する積極的な参加を実現するための方策について」(説明及び意見交換)

【発言者の表示 = :委員長, :委員, 事務局】

それでは、今日の議題に入りたいと思います。今回の協議テーマについては、前回、裁判所の広報について議論していただきまして、これは広報活動としてやや一般的な、裁判所というのはどういうところであるかとか、裁判官というのはどういう仕事をしているかとか、そういう裁判所の理解にかかわる一般的な広報を取り上げていろいろ現状報告をし、ご意見をお聞きしたところです。

今回は、それに続けて事件の利用者の観点から、事件手続の説明のあり方などについて取り上げてご意見をお聞きする予定になっていたんですが、4月末ごろになりまして、最高裁が裁判員制度について少し前に行ったアンケート調査の結果を発表いたしました。

裁判員制度については、この地裁委員会でも、第4回と第5回で取り上げているいろいろご意見をお聞きし、議論しているようであります。ただ、それから少し時間も経ちまして、裁判員制度をめぐる動きもいろいろありましたし、何よりも今回そういうアンケート結果が発表されて、裁判員制度に対する国民の意識というものがやや明らかになってきた。

裁判員制度については、まだはっきりしてないところもあって、例えば、裁判員の決定の方法などはいずれ規則ができたりすると思いますが、その辺がまだはっきりしない。現在、そういった問題を色々検討し、煮詰めていく段階にあるんじゃないかと思いますが、このアンケート結果が公表された機会に、この委員会でも、アンケート結果をご紹介して一回議論した方がいいのではないかと思います。急ぎょこれを協議テーマにさせていただいた訳でございます。

そこで、新聞紙上等でも報じられていると思いますが、あらかじめ若干の資料をお配りしま

した。このアンケート結果自体は長いものですが、この資料で大体のポイントはとらえていただければと思います。最初に、事務局からアンケート結果と、それに関連する東京地裁管内の特殊事情などについて、ご説明いたします。

まず、アンケート結果の内容ですが、このアンケートは、最高裁判所が、平成18年1月から2月にかけて、20歳以上の男女8,300人を対象に調査を行ったものです。その結果が、本年4月26日に公表されています。

まず最初に、裁判員としての参加意欲についてですが、「参加したい」、それから「参加してもよい」というものを合計した「参加したい合計」、これが27.6%で約3割です。片や「あまり参加したくない」あるいは「参加したくない」というのが、結論として参加したくないという方ですけれども、これは合計6割以上にのぼる。

相変わらず「参加したくない」という意見が多いんですが、1年前に行われた内閣府の世論調査では7割の方が「参加したくない」であったという結果が出ていますので、それと比べると今回は若干ですが、国民の意識がやや高まりつつあるのかなと思っています。

次は、裁判員として参加する場合の障害事由です。6割以上の方が参加したくないということですが、どういう点で参加したくないのかということを細かく検討しました。この問いに対しては、複数回答が可能ということになっています。

この回答の中で最も多かったは、「裁判所に数日間行くための日程調整が大変である」です。実際の選択肢の記載では、大変であるの後に括弧書きがあって、「仕事を休まなければならないなど」と書かれており、それが65%と非常に高い。

次に多かったのが、「心理的に不安である」。これも括弧書きの記載があって、細かく「人を裁きたくない」ことや「有罪・無罪の判断が難しそう」といった回答が53.4%で、この二つが大きい。

さらに、男性に多かったのが、「仕事が大変である」。そのほか、20%を超えるのが、「裁判所に行くまでの移動が大変である」、「金銭上の負担が生じる」、「自分の健康や体調が心配である」です。

このアンケート項目については、このほかに「最も重要な障害を一つだけ挙げれば何ですか。」という質問があり、これも複数回答が可能だったのですが、「日程調整」を挙げた方が43%、それから「心理的不安」というのを挙げた方が28%、健康が心配だという方が11%。これも先ほど申し上げた1年前に行われた内閣府の世論調査と比べますと、内閣府の方では心理的な要因を挙げるのに対して、今回のものではそれとやや異なり、障害事由としては「日程

調整」というものが一番多いようです。

具体的に、「連続して裁判に参加できる日数は何日ぐらいですか。」という問いに対しては、3日以内であれば可能が39%であり、4割近い方が3日以内なら何とかできると回答しています。ただし、1日も参加できないという人も3割弱います。

1日も参加できない理由としては、20歳代から50歳代の層のほぼ8割の理由が「仕事」が原因と回答しています。60歳代の方でも6割の人は「仕事」を理由に挙げています。70歳以上になりますと、重い病気や在宅での療養、そういった理由が64%で最も多いです。

次に、職業別に見ますと、例えば、会社員の方は、全体の構成では37.4%ですが、3日以内なら参加できるという方の内訳では44.9%を占めており、比較的参加してもらえるのかなというのが一つ。また、パート・アルバイトや自営の方も、3日以内であれば支障がないという方のそれぞれ15%となっています。

「仕事等で参加できない理由」をさらに細かく言うと、会社員の6割強の方が「長い間仕事を代替者に任せることができない」ということで一番多い。また、自営業では7割近い方が「自分で店舗を開いていて仕事に支障がある」と回答しています。

専業主婦では、「育児や介護を必要とする家族がいる」が44.7%で、参加できない理由のトップです。

今回の資料には載せておりませんが、裁判の開催方法については、例えば、裁判日数が5日の場合には、いずれの職業にしても、1週にまとめて5日連続開廷でよいという人の割合は低い。むしろ2週や3週に分けて開廷する方法を選択する割合が高くなっています。

それから、国民が裁判員として、参加しやすくするための環境整備についても聞いています。

まず、サラリーマンの場合ですね。これはサラリーマンだけに聞いたわけではなくて、全員に対して「サラリーマンに対してはどういう環境整備が必要ですか。」と質問しました。一番多かったのは、「会社の経営者や幹部の間に、裁判員制度への理解を広める」で66.8%、次が、「収入が減った場合、経済的な補償をする。」となっています。

次に、介護・養育をしている国民が裁判員に参加するための環境整備では、一番多いのはやはり「必要なときに、介護施設や育児施設を利用しやすくする」です。

さらに、裁判の進め方についての最も重要な環境整備としては、裁判員が事件の関係者から脅迫を受けることがないように十分に配慮してもらいたいというのが一番多く、53%です。

次に、東京地裁管内の特殊事情についてご説明いたします。

これから申し上げるデータは、平成12年10月の国勢調査、これがベースになっておりま

す。

まず、住民に関する実情ということで、人口構成ですが、東京の場合には、15歳から64歳までの生産年齢人口というものが、71%で全国3位と非常に高い。中でも第3次産業就業者の割合は、74.2%で全国第1位です。したがって、季節に左右されるというような職業の方は余り多くないと思いますが、中には企業の決算期のようなことに左右される方もいる可能性はあります。

次に、65歳以上の老年人口割合は、17.1%で、全国的に見ると40番目です。ただ、65歳以上の有業率は約27%で、高齢者の有職率が高いのが特色です。

それから、有権者に占める学生と70歳以上の割合についてですが、まず、学生の割合は、東京は8%で、全国平均4%の倍であり、有権者に占める割合が高くなっています。70歳以上の割合は有権者の12%であり、全国平均とほぼ同じです。

次に、裁判員の候補者として呼出しがかかる可能性がどの位あるかということですが、東京都の場合は全体で有権者539人に1人、これは全国的には662人に1人です。この計算の前提は、裁判員候補者1件50名という計算です。23区（島も含む。）では455人に1人、市部・郡部では898人に1人が候補者となりうる割合です。

それから、年齢構成ですが、郡とか島ですね、その辺のところは老年の人口が高くなっています。また、御蔵島や青ヶ島といった地理的に非常に不便なところでも、150人から250人の方が選挙人名簿に登録されていますから、少ないながらもそれらの地域の方が候補者になる可能性もあります。

産業構造について見ると、東京都全体では第1次産業が0.4%、第2次産業が22.5%、第3次産業が74.2%ということで、第3次産業が多く、この中ではサービス業と小売の割合が多くなっています。郡部を見ると、第2次産業が7.3%で、その中でも製造業の割合が多い。島の方については、第1次産業が13.2%、第2次産業は19.3%、第3次産業の公務部門の割合がほかに比べて高いです。

3番目は東京都の交通事情です。まず23区内は、大体1時間以内で霞ヶ関の本庁に着く。多摩地区の方では、立川の新庁舎で裁判員裁判を行う場合の話ですが、これもおおむね1時間以内で着きます。ただ、西の方の奥多摩とか檜原村などは、2時間かかります。それから、島の方ですけれども、ここは天候に左右される。特に、御蔵島や青ヶ島は、本土までの直行便がない、ヘリコプターで八丈島に行ってから船に乗り換えます。したがって、午前中に出頭するためには、前の日から宿泊し、午後二期日が終わった場合にはその日は泊まってもらう。さら

に小笠原まで考えると、船便しかありませんで、往復で4、5日掛かり、島の方々にはかなりの宿泊をお願いすることになります。

何かご質問がありましたら、どうぞ。このアンケート結果をどんなふうにご覧になったか。あるいは今回の状況を見て裁判員制度への理解が、前よりは進んだというふうに見ておられるか。このアンケート結果を前提としても、まだまだ参加意欲に問題があることは明らかなんですが、どういう点に気をつけて参加意欲を高めるための準備をし、制度設計をしていくべきか。

法律で決まっていることもあります。それ以外に、例えば、参加しやすいようなやり方としてこのような余地があるとか。このアンケート結果の感想でも、それにとどまらず何でも結構です。

私も、こういう制度があるということは何となく知ってはいましたが、今日お話を聞いて、500何人に一人として自分が裁判員になった場合には、ひと事ではないなと思いました。その場合には、やはり諸条件ですね。あるいはいろいろな人がいて、出たいけれどもなかなか出れない、その辺をどうカバーするかという問題。先ほど説明のあった地理的な条件、小笠原とか青ヶ島とか、そういった所の方も一人の裁判員として同じようにフォローしなければならぬ。お金の問題だけでなく、例えば、商売をその間休んでしまうと大きな影響がある方も中にはいるんじゃないか、出たいと思ってもなかなか出られないということもある。

実際にこの制度が始まれば、周りでもそういう人が出てくるんだなという感想です。

裁判員制度について、都の方で何か具体的な取り組みはされていますか。

今のところちょっと。

アンケート結果自体はこんなものかなという感じです。

1年ちょっと前に議論したときに、もっと企業の経営者にこういう制度の意味合いというのをちゃんと把握してもらって、むしろ経営者の方が、従業員が裁判員に参加しやすい企業風土を育成することが必要ではないかということになりました。それ以降、結構いろいろな企業で裁判員制度の説明会とかございまして、現在、それに向けたいろいろな協力活動があるということで、かなり企業の中では意識も高まってきている実態があるんじゃないかと思っています。

あとは、この制度が実現するまでまだ時間がありますので、そのような活動を積み重ねていって、いわゆる障害事由とされている問題を減少させていきたいと感じています。やはりこれは、自分がいろいろやっている中で、「やれ」と言われても「できない」という障害を取り除く仕組みが必要だなと思います。

裁判所でも、しばらく前に東京商工会議所の会員企業の方々などに説明させていただき、

経営者サイドの方はかなり理解が進んだのではないかと思います。

かなりかどうか分かりませんが、少なくとも以前よりは浸透はされていると思います。

あとは、企業の中で経営者がそうした裁判員での障害をサポートする制度を積極的に取り入れる必要はあると思います。

仕事を一定期間離れることができるかどうかは、職種、産業によっていろいろ違うんだろ
うと思いますけれども。この点は産業、職種によって状況はどんなものでしょうか。

ほかの産業を知っている訳ではないですけれども、やはり工場なんかは24時間交代制で
人が抜けるというのは大変だと思いますし、病院なんかも3交代制でそうですね。だから、仕
事によっては大変なところがあるんですけれども。ただ、企業全体が、利益至上主義からやは
り社会的責任、CSRを重視する世の中になっていく中で、コストが若干上がったとしても社
会に対する貢献の方を優先するというような、そういうことがだんだん強くなって、裁判員の
要員手当といったそういったことをやればできる訳ですから。大変かもしれないけれども、要
員手当は必要だと思います。ただ、大企業と中小企業なんかではちょっと状況は違うかもしれ
ないです。

このアンケートの前提は、裁判員制度の全体像を理解していただいた上で回答したという
ことでよろしいですね。

これは、ある程度を事前に説明をした上での回答です。

やはり、説明をしないと分からないというのが、今の国民の情勢だというふうに理解して
いるのですが。

制度について聞いたことがあるという人は多いと思いますね。

何かそういう言葉は聞いたことがあるけれども、どんな制度がよく分からないと。やはり、
3年間期間があるということで、まだまだ先だという意識があるのではないかと。

実際、我々は、裁判員制度というのはどんな制度なのか、例えば、何歳でなれるかなれない
のかとか、これを拒否した場合どうするのかとか、具体的にどういう職業の人はつけないんだ
とか、内容の細かい部分は理解ができていない。だから、理由があつたら拒否できる、でも
「忙しい」だけではそれはできない。そうした細かいことを示す必要がある。あとは、マスコ
ミ等への広がり重要で、やはり大多数の国民の理解がなされていないので、大枠を示す必要
があるのではないかと思います。

学校の同級生の意見を聞くと、地方では、男性で無職の方が比較的関心を持っている感じ
です。アンケートの結果でも、専業主婦の方はあまり参加したくないと言いつつも、強い関心

を持っているかなという感じですが、やはり「怖い」というか、刑事で悪いことをしたと疑われている人と同席する恐怖や、いわゆるお礼参りへの恐怖があると思います。

イイノホールでのフォーラムは、関係者のみで一般の方は少ないと感じました。女性で結構関心を持っている人はいても、多くの主婦は分かっていない感じです。企業では上司からフォローがあるが、家庭でそういう話題が出れば別として、そうでない場合に積極的に関心を持つ機会が限られていると思います。やはり、積極的な情報提供、テレビで弁護士ドラマなど法律系の番組がやはりですが、裁判員の関係は少ないと思います。とにかく、恐怖を感じる主婦層によく理解してもらう方法が必要だと思います。

どういふうにして理解を高めていくか、具体的工夫がありますか。

ほとんどの主婦の方は、刑事裁判の進行が分からず、とにかく悪い人、犯罪者の可能性がある人と同席しなければならない。証拠調べで怖い写真を見る可能性もあり、イメージが悪いです。

被告人の顔を見るのが嫌と言われるとちょっと困ってしまう。実際の刑事法廷を見て、相当怖いというような雰囲気があるんですか。委員ご自身の経験でも。

ドラマでそういった場面が強調されて、イメージ化されている。私の場合は、法廷を見学させていただいて怖いとは思いませんが、嫌という気持ちはありますね。

それは、実際の事件で、裁判員になった場合の感想ですか。

現実の裁判で、その人が実際に犯罪を犯したかどうかを判断することは、誤判の可能性もあり、そのことの怖さも感じます。

前によく言われたのは、裁くのが怖いということでしたが、犯罪者と向き合ったり、犯罪者と関わりがあるようなところに立ち会わなきゃいけない、それ自体が怖いということですか。

皆さんそうおっしゃる。

やはり、この裁判員制度というものはどうして必要なんだという基本的なPR、それに尽きるんじゃないか。職業としいる専門の裁判官で十分ではないか、そういうところに何で一般市民が関わらなくちゃいけないんだという一番根源的な理解に、ほとんどの人は戸惑いがあると思います。

先ほど別の委員が言われたように、決まってしまうに従うというのが日本人の特性なのかもしれないかもしれませんが、そういう制度が発足してそれは義務だと言われれば、仕方ないから嫌だけれども行こうじゃないかという形で、意外にその制度そのものはスムーズにいくんじゃないかなと私は思うんですが。ただ、嫌々ながら出ていって、広報ビデオのように次第に意欲を出してく

れる裁判員が多いかどうかは分からない。ただ出てくるだけではこの制度の意味はない訳で、やはり、なぜ日本も裁判員制度を取り入れていかなくちやいけないのかという、根源的な素朴な問いかけの答えのPRをもうちょっと工夫することがポイントだと思います。

配布された資料で私はすごくおもしろいと思うのは、いわゆる無職の人とか主婦というのは、すごく時間がある訳ですよ。ところが、参加したくないという層は、この2つが一番多いんです。というのは、興味がない、任せておけばいいじゃないか、こういうことだろうと。

やはり、その市民たちが裁判員制度に参加して、例えば、身近な自分の夫であるとか、子どもであるとか、そういう人たちにいかに関係してくることか、理解してもらいたい。裁判というもの、あるいは裁くということが、実は身近なところでつながっているんだということを、どううまくPRしていくか。それによって、主婦層なんかは、が然興味を、先ほどのご意見と今度は反対になるんじゃないか。それはもう絶対無視できないし、積極的に目を向けてみましょうというように変わる可能性だってある。だから、そこら辺のPRの仕方を、もう少し一番素朴な質問に端的に答えられるような形でPRのポイントをつくる必要がある。裁判員制度はこうなんです、市民が興味を持っていただくことでいい裁判になるんですよ、そういうようなことでは、なかなかすっとは納得してくれないと思います。

常に僕らが悩んでいるところはそこなので、やはりこのアンケート結果も、こんなものかと思っています。そうではなくて、もっとストレートな素朴な疑問に答えられるアンケート、その基となるPR、つまり納得してもらおう工夫をすればいいんじゃないかと思っています。

今、裁判所でも日弁連でも、アンケートをとったりビデオを撮ったりしていますが、そういうところがやはり不十分でしょうかね。

ストレートに答えてないような気がするんですね。「立派な職業裁判官がちゃんと裁いてくれるのに、それに屋上屋を重ねて何で出なくちやいけないのよ。」と、こういうふうな素朴な疑問に対して、ストレートに答えていない。こんな制度をどうやって決めたかという人まで出てきて、決まっちゃえば従うというさっきのお話が出たとしても、「何で行かなきゃいけないのよ。」とか、「何でだめなのよ。」というのにもっと簡単に答えられないかなと。一口に言ってよりいい裁判、あるいは市民の理解しやすい裁判とか裁判内容を、みんなで作りあげるという観点でしょうか。僕もストレートに浮かばないんですが。前と比べると、何か見ていると徐々に皆さん興味を持ってくるという場面がうまく作られて。次第に意欲がない方が、が然意欲を燃やしてきたのはなぜなのかというところに鍵はありそうに思うんですけども。

1年前に比べると理解はされていますが、では本当に一般の人たちが理解されているかと

いうと、このアンケートでは恐らくその部分は余りないんですよね。その資料がどういう中身かよく分からないので、どのくらい理解して答えたか、恐らく制度を整備しなければいけないという目的で具体的なことを聞いたと思うんですけれども。大体どれくらいの日数を目安にするというのが、これからの課題だろうという感じはします。

DVDを拝見していて、確かに面白くできていて、みんながどういうふうに興味を持っていくのかが分かったのですが、やはり実際にこれに選ばれたら、3日間拘束されるのは非常に疲れるだろうなというのが印象で、あれは一般の方が見て面白いけれども、大変だなという実感があるだろうと思うんですね。その辺の部分を少しでも参加しやすくするという整備をしてほしい。

題材に選んでいる事件は、それほど複雑な事件ではないと思いますが、議論の中身自体がやはり難しいと思われませんか。

判断が分かれる部分をどう話し合いでまとめていくかというのをドラマにしたかったんだろうなというのは分かるんですけれども、それをいろいろ自分の経験と合わせて考えてみて、朝からみんなで集まって法廷なり議論をすることは、一日が終わると疲れてグッタリで、証拠調べのナイフも見たくないという感じになってしまうと思いますね。それを考えると、先ほどお話があったように、一般の人は大変だと思うでしょうね。

裁判日数についての問題点はありますか。

長くかかる事件を担当する方は、限られてしまいますよね。

その辺はやはり相当問題が出てくると思いますね。

例えば、1週間かかるとして、分散して開廷したとしても、小さなお子さんを抱えたお母さんは無理ですよ。

裁判員の構成についてお聞きしたいのですが、ビデオをご覧になって、裁判員の住んでいる環境とか職業や年齢などが、事件を議論する場合、大きな影響があるというふうに考えるか、それとも事実関係について議論するのに、そのことを過度に強調しなくてもいいんじゃないかとか、そういう点はいかがですか。

影響が出ると思います。ビデオだと割とうまくまとまっていますが、第一印象の見方は、同じ年齢層の同じ職業の方が集まると、やはり一つの傾向が出るんじゃないかなと思います。

アンケート結果を見た感想ですが、私は、国民の本音が出ていると思います。情報公開の流れからも、積極的にPRしてほしいです。

私は、当初、正直に言うと、先ほど別の委員が言われたように、なぜそこまで一般の方が

やらなきゃいけないのかなという疑問を持ちました。一主婦としてそんなふう感じてはいたんですが、こちらでいろいろ司法制度改革審議会の内容を読ませていただいたりして、これは大事なことなんだという意識に変わってきました。アンケート結果でも、私のように心情的な部分で反対だった人たちが、仕事面でどうしても物理的に無理なのでというふうに変えてきていると思うので、その部分を考えていかなければならない。

もう一つは、やはりPRがものすごく大事だということ。今、地域社会の中では少年問題にしても何にしても、事件がいろいろ多岐にわたっていて、地域みんなで考えていかなきゃいけない。更生にしても、被害者支援にしても、保護司、民生委員、主任児童員、少年補導員、青少年委員といった委嘱を受けているみんながそういう意識を持ち始めました。

法務省からも、中村雅俊が主演、プロデュースした裁判員制度の映画が送られてきているので、地域社会で裁判員制度を学ぶ機会に使わせていただく予定です。映画を見て皆さんで話し合う、それも大きな宣伝にはなると思うのですが、解説してくれる人がいない。ディスカッションはするものの、質問が出たときにだれも答えられない。こういうときは、どこにお願いすればいいのでしょうか。

このように、裁判員制度も宣伝して、みんなでやっていくのが今の世の中の社会なんだということを位置づけていくこと自体が、PRにつながると思います。裁判員制度だけではなく、子どもたちの育成から更生に至るまで、被害者支援に至るまでということで大きくとらえて、やっていく必要があると思います。

委員の周辺は、社会意識の高い方の集まりで非常に心強いですが。

実は、20代のころの恩師から教わったことですが、まずものごとを、特に女性の意識を高めるためには、下からでは無理だから上から指導していく。そうしてある程度広めてから、そこから根を張るようにそれぞれの地域に広げていきなさいと学びました。

まず、意識の高い人たちにある程度知ってもらってから、町会なり婦人会なりそういう女性たちの中に浸透させていくのが効果や影響が大きいと思います。

裁判所も、広報係に連絡いただければ、裁判官を派遣しますよ。

派遣は、学校だけじゃなかったのすか。

いろいろなところに行ってますので、今のお話にも何とか対応したいと思います。

どうぞよろしくお願いします。

私の場合は、1年ぐらい前から自分の関与している会社から説明してくれというような依頼が何件かありましたし、依頼のないところには「私から説明しましょうか。」と言って、今ま

でやってきています。そこで感じることは、やはり皆さん制度自体がよく分かっていないということなんですね。最初に、あまりやりたくない人に手を挙げてもらいます。それから私がつたない解説をして、最後にもう一度参加したい人、あるいはそれでもまだ参加したくない人と手を挙げてもらうと、やはり参加したいあるいは参加してもいいという人の割合が若干増えるんですね。減るということはありません。大体は上がるんです。やはり、制度を知らないということが、参加したくないあるいはできればしたくないという大きな要因の一つになっていると思います。

先ほど、委員長からビデオやパンフを紹介いただきましたし、日弁連でもいろいろ作っています。最高裁のパンフなんかも利用させていただいていますが、「それを手にして見た方いますか。」と聞くと、ほとんどいません。つまり、いろいろな素材は提供されているけれども、それが活用されていない。一部では活用されているんですが、それがもっと実際に裁判員になるであろう国民の一人一人に行き届いていない。ましてビデオなんかは、見た人は今のところ少ないんだろうと思いますね。

今回配っていただいたDVDは、私も非常に参考になるなと思いますが、これをどう活用するかということ、弁護士会も含めて再検討しなければならないなと思いました。

もう一つ、今回のアンケート結果を見て、「ええっ。」と思ったのは、やはり月によって出られないという方、その職業別ですね。農業従事者の場合には年間で1、2、3月ぐらいはオーケーだけれども、あとはずっとだめだと、刈り入れ終わるまでだめだよと、そういう感じですね。そうすると、例えば、農業従事者が相対的に多数を占めると思われる山形県などの地方では、裁判員の適正な確保が非常に難しい。ですから、県別の地域特色を生かしたような制度設計といったことも念頭に置いて決めておかないと、5月から9月までの裁判はほとんど出られないということになっても困る。

もう一つ参考になったのは、私たちは、期日を当然1か月、1か月半前に決める訳ですが、一般の方々も、5日間、3日間とるとなれば、それなりの期日を事前に決めないと出られないんだというごく当たり前のことを再認識しました。これも制度設計するのに際して難しい問題だなと感じています。

内閣府の世論調査はいつ行われたのでしょうか。

平成17年の春です。

そうすると1年10か月ぐらい。その間に心理的要因が、要するに人を裁く自信がないとか不安であるという意識的要因が下がってきたと、客観的な障害が大きくなったということで

すね。アンケートのとり方にもよるのかもしれませんが、この1年間で多少でもその不安が減少したのかなというふうに思っているんですけども。果たしてそれが正しい評価なんだろうかと、その辺は鋭意検討していただきたい。

3年もあるとおっしゃったけれども、3年しかない、待ったなしの状況でもある訳で、うまい形で検討していただきたいと思います。

それから、このアンケートの結果によると、会社の理解を求めるとか、有給扱いにしてほしいとか、経済的に十分な保障がほしいというような結果が出ているようですが、10番目の質問の中で、「休むことができますか。」ということで、企業の自主的判断による裁判員休暇の導入を促進するための具体策の検討を行っていると書いてあります。具体的に、法整備を整えて、裁判員休暇をとって有給扱いするというような施策があるのですか。何か具体策の検討をされていますか。

まだ内容は決まっていないので、どういう形になるかは未確定です。

そういった企業の協力とか法律の整備によってある程度カバーができる、皆さんが不安に思われている環境整備についても払拭できる部分もあるかと思いますが。特に、主婦の場合は、介護設備だとか施設だとか育児施設がほしい、ここでまた大変な騒ぎに、あるいは経済的な保障がほしいとなると、経済的なものをどこかにプールしておかなきゃいけない、大変な大きな課題になってくると思っていますが、この辺については、3年間で何とかするという見通しはあるのでしょうか。

個人的には、経済的保障というのは難しいと思います。日当は定額です。

検察審査会では1日8,000円と書いてありましたが、大体そんなものですか。

具体的な額までは、決まっています。

いずれにせよ、皆さんが気持ちよく出てくるためには、いろいろなところの整備が必要だと思います。あと3年しかないということですので、よろしく願いしたいと思います。

アンケートの中でやはり大事なものは、不安感ですね。今回、特に障害要因がいっぱい出てきていますが、不安感ということについては、先ほど他の委員が指摘されたように、理解を得るための努力をもっともっとやっていかなければならない。なぜ裁判員制度が必要なのか、市民の常識が大事だということけれども、なぜ自分たちが参加するのか、そこら辺をもっともっと徹底して啓蒙していく必要がある。

例えば、最高裁が作ったDVDはすごくよくできているんですが、あれを見て感じるのは、男女とか年齢とか職業とかがすごくバランスよく、役柄で入ってますよね。先ほども話があっ

たと思いますが、あの中に裁判員制度がなぜ必要なのというようなことを入れてもらいたい。

NHKの公開討論とか、そういうのを使ってやっていくことも大事なことだと思います。

先週の土曜日にNHKの3チャンネルで認知症の問題を3時間討論して、あれに対する反響はすごく多いですね。非常に身近な問題として意識が高まると思います。

私がやっていることで、成年後見制度があるんですが、それがどうもあまり普及していない。介護保険の方は、非常に普及度が高いのですが。私たちは、高齢者問題や高齢者福祉の問題の一環として地域の問題として、市民後見人、要するに市民がボランティアで市民後見をやっていこうという活動をしています。現在、全国47か所1,700名の方が自分の意思で参加されていますが、なぜこういう制度があるか、どういうことが自分にとって必要なかというふうに自分に身近な問題と関連させて訴えていくと、非常に意識が高い人が多くなってきます。そういう底辺の意識をどうやって高めるかというのが大事な部分だろうと思うんですね。

それからもう一つ、やはり日本の企業も、ボランティア休暇とか裁判員休暇に対する経営者の意識を変えていく必要がある。経営者がよほど徹底しないと、子育てのための休暇がとれないというのが現実なんですね。同じように、裁判員のための休暇を企業の中でどうやってやるか、経営者の考え方というものを変えるための努力が必要だと思います。

国民の実態や意識を聞いて、それを制度に反映させていくために、こうしたアンケートがとられたことは、非常に画期的なことだと思います。結果についての感想は、皆さんがおっしゃるところとそう違います。

裁くことへの恐れというのは前からありましたが、裁くことへの恐れのないような人に裁かれるのは困るという考えもあろうかと思しますので、この数字がそれなりに高くても、それで頭を抱えることはない、むしろある意味では健全な数字ではないかと思えます。

実際に制度が動き始めていろいろの人が参加をし、その経験が共有化されていく中で、そういう誤解も含めた心理的な抵抗というのは少しずつ軽減するのではないのでしょうか。

もう一つは法教育の進展です。子どもたちに裁判のことをきちんと理解をしてもらわなくてはならない。そして、子どもを通して、家庭にいる方々にもその内容が伝わっていくというのが、効果があるような気がします。

現実には日程の調整をどういうふうにやっていくかというのが一番難しいんじゃないかと思えます。日本の制度では、裁判員候補者として呼ばれて、「こういう事情でやれません。本当にできないんです」ということだと辞退で、そこ一回で終わっちゃう。うる覚えですが、アメリカの場合、これまた州によって違うのかもしれませんが、例えば、この時期ならば都合が

つけられるとか、そんなような答えをした人には、いったんは辞退は認めるけれども、その都合のつく時期に来てもらう。そういう運用をしている。確かに、事件を選ばれちゃ困りますが、この時期ならだめだけれども、別の時期ならできますよという人の参加意欲を、むげに、「今回だめなら、結構です。」と言ってしまうことは何か釈然としない気がします。その辺のところを検討されてもいいんじゃないかなという気がします。

もう一つは、DVDを拝見して、あそこに描かれている裁判所なり裁判官、あるいは法律家の姿と、現実とのギャップというか、要は、今がいかにあるべき姿から遠いかということ、大変失礼ですが痛感しました。

都合がいい時期に裁判員になるというのでいいんじゃないかという点ですが、農閑期に裁判があると、農業の人の割合が高くなるということでしょうか、この辺は、どう思われますか。

やはり個々の事情で違うと思いますが、東京地裁のように事件数も多く、裁判員候補者も多く必要なところでは、裁判体の構成が、あるときには企業の経理担当ばかりになるなんてことはあり得ない。

そんな極端なことには、普通はならない。

もう一つは、日数が長くかかる事件と、それほどかからない事件では、負担が相当違うので、例えば、裁判所から非常に遠くに住んでいる人には、事件の負担を考慮して決める。また、忙しい人の事情とかを考えて、この時期には難しいけれども、この時期にはできるという申し出を認めるとか、そういうふうなやり方ではあり得るのではないかと思います。

偏った方ばかりになっちゃう可能性は、なきにしもあらずではないかなという感じはします。

そうですね、あまり偏ると問題でしょうね。もう一つお聞きしたいのは、国民の意識の問題で、先ほど企業側ではある程度理解が進んでいるという話でしたが、実際に出る従業員の側では、経営者の側で理解していても、本人が仕事の評価にマイナスになる、自分のこれからのキャリアにひびくということで消極的な面が出てこないかという点はどうですか。

人によるとしか言いようがないかもしれません。

猛烈社員的な考えで、裁判員といった活動より、やはり仕事をやりたいという人はいるかもしれませんが、少なくとも今の流れとしては、そうした活動もしたいという人が増えているのかなという気がします。

ボランティア休暇という制度が、民間でもあるところもあると思いますが、そうした制度を裁判員制度に活用することは難しいでしょうか。

活用されて評価されているところと、そうでないところがあります。それからもう一つ、子育て休暇ですね。これなんかもあまり使われてはいない。

私は、現役の人がボランティア休暇をとって何かをするというのはまだちょっと遠いような気がするんですが。しっかり仕事をして、勇退された方々が、例えば、消防署長や警察署長、法務省の保護観察所長の経験のある方なんか、「何かやりたい、やらせてくださいよ。」とボランティアに入ってこられる。そして、いろいろなつながりがあって、ちょっと手伝ってよというようなつながりで、それが自然になってきているなという感じがします。

期日の入れ方で、例えば、全部で3日ならば、全部続けてやっても何とかなるだろうと思いますが、これが5日、10日、20日になるとどういう具合に期日を入れたら出やすいかという問題ですが、どうでしょうか。主婦とサラリーマンと自営業とそのほかと全然違うのか。

まずは、サラリーマンだったらどうでしょうか。例えば、10日とか5日ならば。

どの程度事前にインフォームされるかによっても変わってくる。

裁判員を選ぶ段階では、大体期日は最後まで一応こういうふうにしてやるというのはセットされるはずですよ。

大体そうですね。

完全に予定どおりいくかどうか分かりませんが。

どれくらい前なんですかね。

公判は、裁判員が選ばれた直後からすぐ始まってしまいうんです。ですから、半年先から始めますという選び方にはならない。

むしろ、この日に選任手続をやりますので来てくださいと、そのセットがある訳ですけど、その期日がどれくらい先にセットできるかといったあたりが問題になってくると思います。

選任されれば、早ければその日の午後からという状況です。

事件が起訴されて、被告弁護側に証拠が開示されて、これ自体時間かかるんですけども、被告弁護側で証拠を検討して、準備ができると公判前整理手続をやって、これも少し時間かかるけれども、これでどういう証拠をどう調べると決まって、そこで初めて期日がセットされる訳ですね。だから、そこから公判期日をいつどのくらいに先にセットするかと。

今までのやり方ですと、起訴されてから2か月以内に第1回公判期日を入れるというのが、今度は、公判前整理手続が第1回公判前の時点で入りますから、そこで相当もむという時期が必要だろうと思います。難しい事件であれば1月、2月かかることもあります。

そこで、例えば1か月先あるいは2か月先に第1回公判期日を指定すると、その後も、それ

に合わせて来てくださいというお知らせを出すというような感じです。

ですから、選ばれたときから実際に仕事をするまでに期間があって、手帳の中でかなりまだ白紙が多いところで裁判員としての仕事をするというふうには、なかなかなりにくいんじゃないかな。

その日程の作り方を私たちも検討しているところですが、短ければ1か月ぐらい先が立てられますし、少しゆとりをもってということであれば、2か月ぐらい先ということも考えられると思います。自分の手帳を見ても、2か月、3か月先ならかなりまだ白いんですが、1か月先だと、結構予定が詰まっていることが多い。恐らく皆さん方もそうじゃないかな。この週全部空けてくださいというようなことは、急にはお願いしづらい。

うんと先にすれば日を空けていただけるという人が多ければ、それに合わせた期日指定をやり直すとか、そういうことも可能なんじゃないかな。

まず、10日とか20日とか、やはり業務をしない間どうするか。職業人は10日、20日後の予定に関わってくると、いかに社会貢献とはいえ、やはり抵抗感は相当強くなると思いますね。

ポツポツでもいけませんか。例えば週に2日とか。10日連続で全部、これは主婦の方でもちょっと日程調整できないでしょうね、多分。専業主婦でも、空いている日がないとなかなかできないんじゃないかという感じがします。

今の問題ですが、私も元サラリーマンで。さっき20日とか言われたけれども、そういうものが裁判所サイドだけで今検討されているんですか。というのは、企業サイドの実際に携わっている人たちも入れて決めていく、あるいは主婦層の意見を入れていくとか、そういうふうにししないと。裁判所だけで俺たちがやるんだとなるとすごく抵抗があります。

それでは、結局なかなか軌道に乗らない形になる。やはり市民参加、区民参加と言ってるならば、その代表的な意見を代弁できるような人を入れて、それを聞きながら決めていく。そのかわり、ここは絶対譲れませんという、そういう仕組みをつくっていかないと、裁判所サイドだけの一方通行では問題が出る。

もちろん裁判所だけで決められることではありませんし、そこは最高裁の方で検討していると思います。

私たちはもう年齢層が高いけど、今の若い人たちの働く場というのは、本当に戦場のような状態で、何日間か空けただけでももうポストがどこかっちゃうという、帰っても机がないというような話をよく聞きます。それくらいすごく長く働かされて、それでいて能力主義ですか

ら、そういう職場で裁判員制度のために休ませるのであれば、そういう若者たちの留守になった後のことも考えてあげなければいけない。本当に厳しいみたいですよ。

そういう問題について、何か制度的に対応できるものなのかどうか。

裁判員制度というのは、本来市民の声を聞いて、裁判の内容をいわゆる市民的な意識に近づける過程が重要です。どのビデオを見ても、立派な裁判長が中心になって、リードポイントをちゃんと指摘し、それに対して議論が詰まってくると、的確に皆さんの意見を引き出している。そういう司会者として立場からしても、意見を聞く立場からも、理想的な裁判官が描かれており、それはそれでPR的な意味があるとは思いますが。

ある市民層からすると、自分たちの意見と職業裁判官の意見が最後に仲良くなるというのではなくて、どこまでいっても平行的で分かり合えないというような最大のポイントが、むしろこの制度の一番の大きなねらいではないか。そういうことがあった上での理解なり、評決にこそ一番魅力があるように思うんですね。

だから、すぐお互いが理解し合えちゃうというのが安易ではないかということをしごく感じます。そういう描き方は、PRじゃなくて、逆に問題を出し過ぎちゃってよくないと言われるかもしれませんが、実はそういうところを大きなポイントに出してもらいたいというのが一つですね。

二つ目は、裁判員制度は、裁判所の職業的な裁判官がものすごく重要なポイントを持っているのではないかと。今まで裁判官が担ってきた役目というのは、それなりに立派でしたが、今度はそれが公開されて市民の目に触れるようになってくると、より大事になってきたなど、そういう印象を受けました。

裁判所も、弁護士、検察官も、研修をされたり、いろいろなことをやられていると思いますが、それぞれがもっと市民に分かるような、あるいは評価されるような役目を担わされているというえらい立場になってきたと、そういう印象ですね。

裁判員からは、いろいろ説明をしてもらわないと分からないと言われる。しかし、その説明は全く無色ということはありません。意見も含まれる訳です。例えば、量刑に関しても、量刑資料を出した方がいいという意見が多いですね。そういうことが、一つの方向へのリードになるという意見もあるので、なかなか裁判官も難しい。

裁判官に対して裁判員の意見を謙虚に聞いてもらいたいという要請がある一方で、ちゃんと情報を与えて説明してほしい、そうでないと判断できないという要請もあります。

裁判員制度の細かい運用については、これから議論していかなければいけないところがあり

ますから、これで全部おしまいとはせず、これからも何回も議論を積み上げていきたいと思
います。本日は、どうもありがとうございました。

次回ですが、何かこれをやったらどうかというご意見、ご提案はございますか。

ぜひ簡易裁判所のことをやっていただきたいと思います。墨田の方に移った関係もあって、
お願いしたいと思います。

移転の問題もありますが、もう少し広く。

そうですね。

前から司法委員のことを話題にしたらどうかという話もありますし、また、本来、今回取
り上げる予定だった事件手続の広報も、簡易裁判所関係が多いですね。

弁護士さん以外の一般の方との接点も多い。調停制度も含めた簡裁の問題について取り上げ
て、ご検討をお願いしたいと思います。

以 上